

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

開会前でございますが、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた多くの皆様のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

〔黙 禱〕

議長（増田 清君） ご着席ください。ありがとうございました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

発言の取消

議長（増田 清君） 会議冒頭ではございますが、お諮りいたします。

土屋誠司君から、3月7日の会議における発言について、下田市議会の運営上の基本を考慮し、一般質問中の発言の一部である次に朗読する箇所、「

」、以上の箇所の発言を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消しを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、土屋誠司君からの発言取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

緊急質問

議長（増田 清君） ただいま、1番、沢登英信君から緊急動議がありました。

ここで、1番沢登英信君に緊急動議の説明を求めます。

1番。

1番（沢登英信君） 昨日、共立湊病院の運営体制につきまして、県の曾田局長がお見えになって賀茂地域の医療協議会が開催されました。

その傍聴をさせていただきましたが、県の見解は、第二次救急病院として共立湊病院が立ち行かないと、どうするんだと、こういう問いかけがあったと、こう理解していいかと思うわけであります。

下田・賀茂地区の救急体制の第二次救急の約7割1,500件、そして初期救急の4,000件からの対応をしているこの共立湊病院が立ち行かなくなるというような状況を目の当たりにしているわけであります。

こういう状態を放置しますと、まさに下田・賀茂地区の医療そのものの崩壊につながっていくと、こういう内容を含んでおりますので、副管理者であります石井直樹下田市長に緊急の質問をお願いしたいと、こう考えるものであります。

以上です。

議長（増田 清君） ただ今の沢登英信君の緊急動議に対し賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長（増田 清君） 動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前10時 6分休憩

午前10時51分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

議長（増田 清君） お諮りいたします。

1番、沢登英信君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、沢登英信君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに決定いたしました。

なお、緊急質問者以外の議員の発言はできませんので、ご了承ください。

緊急質問

議長（増田 清君） それでは、沢登英信君の発言を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 緊急質問にご賛同いただきました同僚議員の皆さんにまずもって感謝を申し上げたいと思います。

質問させていただきます下田市長、また共立湊病院の副管理者であります石井市長につきましては、ぜひともこの医療の空白、医療の崩壊が生じないように一段のご努力をお願いしたいと、こういう観点から質問をさせていただきたいと思うものであります。

昨日16日、市長もご出席であったかと思うわけですが、県の主宰と言ったらいいかと思うんですが、賀茂地域医療協議会が開催をされました。そして、この席にはご案内のように、県の健康福祉部の医療健康局長曾田氏もご出席をされた。この人の提案の中で会議が進められていったかと思うわけであります。

昨年12月の一般質問におきましては、共立湊病院の医療の体制は、医師が13名確保できた、看護師さんも60名からの確保ができたので、心配することはないと。この地域の救急医療、医療の空白はない、守られる、こういうぐあいにご報告をいただいたかと思うわけでありませ

す。
また、共立湊病院組合の議会だよりによりますと、この3ページに、平成23年4月から、静岡メディカルアライアンスが新病院開院までの医療を継続いたしますと。診療科目は内科、外科、整形外科、小児科ほかであると。現在、内科医8名、外科医2名、整形外科医3名を確保していると。こういうことが市の回覧を通じて市民に知らしめられているわけでありませ

す。
ところが、その実態は、昨日の会議を見ますと、県に報告されておりますのは、SMA、あるいはJMAと言ったらいいかもしれませんが、理事長であり病院長の予定者である杉原医師1人であると、こういう報告がなされたかと思うわけですね。県から派遣の常勤の3名の医師についても、派遣を受け入れる研修体制や環境がなければ、県としても派遣をすることができないと、こういうことを明確に曾田局長はおっしゃられていたと思うわけでありませ

す。
しかも、県の評価は、私がこの一般質問でも述べましたように、救急医療の病院としては立ち行かないと、こういうぐあいに明確に判断をされたと思うわけですね。このままでは、医

師 1 人、県の派遣医師 3 人、それから非常勤の医師 6 人では救急病院としての体をなさない
と、こういうことを明確に表現されたのではないかと思うわけです。

ところが、市長を初め管理者と副管理者は、救急病院として対応ができるんだと、こうい
う観点から曾田さんや県の担当者にご質問をしていたかに思えますが、まずもって、昨日の
会議の県の意図をどのように受けとめられたのかということをお尋ねしたいと思うわけであ
ります。

私の見解は、今申し上げましたように、4 月 1 日からの救急体制が共立湊病院ではできな
いと。したがって、伊豆下田病院と西伊豆病院で対応していただくしかない、こういうよ
うな方向が明確になったのではないかと。

それだけではなくて、JMA、ジャパンメディカルアライアンスからこういう医師の確保
ができない場合にはきっちり医師を派遣していただけると、こういう関係に静岡メディカル
アライアンスとの関係があるのではないかと、その状況はどうなっているのかと県に問わ
れたと思うわけであります。

上原さんという準備室長かと思うんですが、その人の答弁も大変あいまいで、5 月か、3
カ月か 6 カ月ぐらいには外科医が 1 人確保できるかもしれないと、こういう答弁であったか
と思うわけです。JMA からの、あるいは SMA の医師 2 人だけではとても救急ができない
と、診療所になってしまうということは明らかであると思うわけです。

このような事態をどうして迎えてしまったのか。市長が 12 月に言っていたことと実態が全
く違うという状況で、県の責任者が心配をして昨日の会議が開かれたと、こう思うわけであ
ります。

その点で、まずもって市長のこれについての見解をお尋ねしたい。常勤医師が 1 人しか確
保されない、4 月以降、当初予定しました運営体制がとれない事態に至った原因と責任を市
長としてどのようにお考えになっているのか。

下田で救急の対応を必要な方は、既に共立で診断されることなく、沼津の病院で亡くなら
れるというような事件さえ起きているわけです。そういう事件に対応できなかった医療体制
が、今日、不十分になっていると。この責任はやはり長の責任ではないかと思いますが、こ
の点をまず市長に明らかにしていただきたいと思えます。

それから、県の曾田さん及び賀茂地区の医療圏協議会の中の保健所長さんの司会で進めら
れていく中で、第一次、第二次の救急体制の確保は市町村の責任だと、頑張ってもらいたい、
こういう見解もあったかと思うわけであります。4 月以降の賀茂地区の救急医療体制の確保

を具体的にどうされていくのか、もう差し迫った課題であると思うわけでありませぬ。

その中で、曾田氏は一定の示唆を私はしていたと思うわけでありませぬ。SMA、静岡メディカルアライアンスではできないので、できるところを検討したらどうかと、言葉はこういう言葉ではございませぬけれども、ニュアンス的にはそういうニュアンスも含めて、早急な検討が必要であると、こういう認識を示したと私は理解をしたわけでありませぬが、その点は市長はどのようにご理解をしているのか。2点目の質問でございませぬ。

3点目は、このような事態に立ち至ったことをなぜ公開で昨日やるのかと、こういう説明をされていませぬ。多くの下田市民あるいは賀茂地区の住民に、この医療崩壊の危機を迎えている実態を多くの人に知っていただいて、そしてその人たちの力を結集して何とか解決したいんだと、こういう観点から公開にされたという主張をされていませぬと思うわけでありませぬ。

このような危機を迎えて、これをどう解決するかという方法をどう市民に伝えるのかと、住民に伝えるのかという問いを発していませぬと思うわけでありませぬが、この点について市長はどのようにお考えになられているのか、3点目としてお尋ねをしたいと思うものでありませぬ。

それから、県の方は、静岡メディカルアライアンス、ジャパンメディカルアライアンス、SMA、JMAと言わせていただきますが、JMAが基本的には責任を持つ、契約者の主たる医療団体だと。しかし、法的に困難さが伴うので、社会医療法人の名称を返上しなければならぬので、SMAという組織をつくったと。したがって、その責任はJMAにあるんだと。JMAの理事会や責任者はこのことをどのように考えているのかと、こういうご質問があったかと思うわけでありませぬ。

したがって、市長として、このJMAに対し、今日の医師の派遣もままならぬ事態についてどのようにお考えなのか。管理者である鈴木史鶴哉氏は、JMAの責任は問う段階ではないと、このような見解を表明していませぬと思うわけでありませぬが、まさに、SMA、JMAの責任を問わざるを得ない事態を迎えているのではないかと思うわけでありませぬ。

4点目につきましては、このようなお医者さんも確保できない事態では、そこへ勤めようかと思っていた看護師さんやあるいは技師の皆さんや医療にかかわるそれぞれのスタッフの皆さんが不安に思い、共立湊病院から離れていくのではないかと、まさに医療の崩壊が病院の中で始まるのではないかと、こういう危機さえ感じますよと発言をされていた方もあろうかと思うわけでありませぬ。

このような現状をどのように食いとめ、医療の空白を生じないように、共立湊病院が存続し、なおかつこの地域の中核病院として運営ができるような方策をぜひ示していただきたい

と、こう思うものであります。

私見を述べさせていただければ、やはりこのような状態を迎えましたSMA、JMAの責任を明らかにするとともに、今、ここにいてくださるお医者さん方の協力を得るしかない、西伊豆病院や地域医療振興協会の先生方のご理解を得るしかないだろうと。確保できないお医者さんを当てにするより、ここの地域医療に情熱を燃やしてくださっております医療団体やお医者さんに、再度、市長はきっちりと頭を下げ、間違いは間違いとして正して、その先生方の協力を得ると。こういうことなくしては医療の崩壊が間もなく始まると、こういうことになると思うわけでありましたが、どのようにお考えなのか。

そして、なおかつ早急に各首長さん方ともお話をされて、大変な事態を迎えているという認識は昨日の会議で明らかになったかと思うわけですから、早急な対応を望みたいと思います。

以上、質問をさせていただきます。

議長（増田 清君） ここで沢登英信君にお願い申し上げます。10分間休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時 5分休憩

午前11時15分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番、沢登英信君の緊急質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 緊急質問ということでご質問が出ましたので、できる限りお答えをしたいというふうに思います。

昨日、賀茂医療協議会が日を変更して急遽行われることになりました。まさに、私も出席させていただいたんですが、ちょっと異常な雰囲気の中での開催でありました。

今まで賀茂医療協議会というのは常時公開であります。今までの公開の中で、こんなに傍聴者が集まり、あるいはオブザーバーが呼ばれていたような会議内容というのは私も初めてでございます。こういう連絡が何にもなかったものですから、通常の協議会というような

感覚で出たんですが、ちょっと違う雰囲気であったことは否めないと思います。傍聴者からやじが飛んだり、我々も真剣に答えている中で、ばかくなるような雰囲気の中でありました。

今、議員のほうから、県の意図はどういう形で開かれたのかというようなことでありますが、これは、曾田局長のほうから報告がありましたように、今現在のSMAさんの医師の確保というのが大変心配であるというようなことで、県の医師、派遣医師3人の派遣についての心配性を求めて開かれた会議であるというふうに思っております。

当然、一次、二次の医療体制は我々市町の責任であります。県の救急告示病院としての指定を受けて、あとの責任は我々がやらなきゃならない。三次病院は県の責任であります。というような形で、この地域の二次救急の確保ということに今まで尽力をしてきたことは当然でありますし、今のこの地域の二次救急は病院群の輪番制という制度であります。ですから、この1市5町の二次救急の関係は、私ども下田市が幹事市として、この二次救急を守る仕組みをつくっているわけであります。現在は、共立湊病院と西伊豆病院の2院が輪番制で届け出をしながら、当番医というのを決めながら、毎月確保していると、こういうような形の中で行われております。

SMAは救急医療ができないのではないかと、できるところと協議を検討すべきではないかというご質問がありましたが、もう3月の中旬を過ぎて4月からはSMAがやるという中で、今はもう医療引き継ぎがされているところでありまして、ちょっと議員のご質問がよくわからない。この4月1日からほかの指定管理者を探してやるなんていうのは100%不可能なことでありまして、我々が決まっているSMAさんに対して、今後の一番の目的というのは、来年5月に開院する新しい病院の指定管理者というところからスタートした段階であります。協会がこの4月から受け入れそうもないという中で、我々首長が判断をした結果、SMAさんに無理をしてもらってでも、この1年間の空白を何とかつくりたくないといったところからスタートしたところですから、大変短い中でこれだけの医師を確保したということに対しては、我々はまずお礼を申し上げなければならない立場であろうと。

それが、昨年12月の段階で、私どもがSMAさんから聞いていた医師の数、看護師の数が、先般の議会の一般質問の中でこの業界の怖さというものを知りましたということをしたのは、やはり裏でいろいろな問題があって、予定していた医師が急遽来られなくなったと、こういうような事態が発生をしている。看護師さんも、約束していた看護師さんがまたもとへ戻されてしまったような経過もあったと。いろいろな経過がある中で、現実の医療の状況に

ついて常にSMAさんとも話を詰めながら、理事長さんから言われたことを素直にこの議会で全部、私の答弁として答えていたわけであります。私が作為的につくった答弁ではない。これはすべて、SMAの理事長さんから我々が説明を受けたことを、この議会でその時点での現状報告を兼ねての答弁としてさせていただいた。それが、今の段階で、12月議会と3月議会で少し答弁の内容が変わってきていると言うのは、その辺のご理解をしていただきたいというふうなことを思っています。

このような事態になったことを住民にどういうふうに知らしめていくのかというのは、これはもう常にいろいろな新聞、あるいは議員さんの広報活動もあるでしょう。我々も、聞かれたときにはいろいろ市民の方にお知らせするという中で広報はさせていただいているところであります。

JMAに対して責任を問うのかということではありますが、責任を問うのかということよりか、頑張っていたきたいという依頼をしていくのが今の立場であります。医療過疎と言われている中で、このような指定管理条件を受けてやっていただくようなところに、我々は先ほど言ったようにまず感謝を申し上げながら、この地域の問題点となっている医師の確保、看護師の確保に努力をしていただくような形のものをしっかりお願いしていくのが、今この地域にいる我々の責任ではないかなというふう思っています。

西伊豆病院、それから地域医療振興協会の協力を得る必要がある、各首長ともいろいろ協議をしていくべきではないかと、これはもう当たり前の話でありまして、昨日の協議会の中でも議論をされましたように、今までは共立湊病院と西伊豆病院の対応だけでありました。この4月1日から下田病院が60床の療養型を一般病床に変換するというのも、昨日の協議会の中では報告事項として出されました。下田病院は、4月1日から当然、県は救急告示病院としてやっていただくような認可をしていくという方向だろうと思います。

そういう中で、確かにこの地域の二次救急というのは、今現在、共立湊病院が多分50床スタートということになります。それから、下田病院が二次救急を復活していただくということで、60床が確保されます。そうすると、110床になります。ということで、今までの共立湊病院の150床の中での二次救急と比べれば、確かに病床の数としては減っているかもしれませんが、医師の数なりなんなりは、今まで共立にいた先生方のある程度が下田病院でやると。それから、SMAのほうで新しい先生方が来てくれるということで、この病院群の輪番制が今までの2病院から3病院になるということであれば、ほどほどの二次救急の確保というのはできるのではないかとというふうに私は思っております。

ですから、昨日の医療協議会の経過を踏まえまして、今日、SMAの理事長に下田のほうに来ていただく段取りをとりました。各首長も集まって、そこで、県からこういう形で言われていると。

今の方向ですと、昨日の医療協議会の最後のほうで私が、じゃ二次救急は県はどうしようとしているんだとという質問をしたところ、司会をされていましたが保健所長が、4月からは2病院でいくような形になるというお返事をされて、私は大変慌てました。2病院じゃちょっと無理じゃないかというのが、はっきり言って私の考え方でありました。下田病院と西伊豆病院だけでこの地域の二次救急が守れるか、これは大変不安であります。

ですから、そういう面で3月2日にSMAの理事長を呼んで、我々6人の首長が、この常勤医師1名、これは杉原院長ですね、それと県の派遣医師3名、それから非常勤の5名で二次救急はできるんですかという質問をしました。そのときに杉原理事長の口からは、できますというご返事をいただいております。

ですから、我々は、現場で働く先生方の意思が二次救急をやるということであれば、確かに整形の常勤の先生がまだ見つからない、外科の先生も県の派遣医師1人という内容ではかなり心配がありますが、その辺は下田病院、西伊豆病院で確保している中で補てんができるというような形であれば、まずはやっぱり県のほうにこの救急告示病院の指定をしていただいて、昨日のSMAの事務局長さんの話では、5月には外科医の常勤医を確保できるようなお話も出てきました。こういうことを踏まえていけば、まずは来年5月の新病院開院までにしっかりと医師確保をしていただくこととあわせて、この4月1日から医師を順々に確保する中で二次救急の充実を図るためには、4月1日から県のほうに救急告示病院の指定をちゃんとしていただきたいと。

あとは、一次、二次の問題点については当然我々市町の責任でありますから、先ほど議員がおっしゃったように、県からそういうふうに言われているという中では、従来のやり方を踏襲しながら、この3病院で輪番制の当直医等の届け出をしながら、あとは救急車の判断ということになるかと思います。今現在でも、数が、曾田局長のほうからは、共立病院に年間で1,500回ぐらい救急車が行っているんじゃないかという話が出ました。私のほうから逆に、じゃ曾田さんのほうはこの一次救急と二次救急、軽症な患者さんでも今やたらに救急車を呼んで、全国的に問題になっているんですが、救急車で運んで、全くいわゆる軽い症状ですぐ処置をして帰される患者さんというのはいっぱいいるんです。ですから、そういう中で1,500件と言われますけれども、どういう内容で把握されているんですかという私の逆質

問に対しては、お答えは出ませんでした。

確かに、救急車が運んだ中で、一次がこれだけ、二次がこれだけというようなデータはとれていないと思います。消防のほうでもとれていない。でも、去年だかおとし、賀茂医療協議会の中で、当時の小田院長は、我々の今の医療体制の中で十分二次救急なり間に合っていますと。ただ、救急車が込む時期というのがありまして、夏の大変込む時期、それからゴールデンウィークとか、こういうときにはちょっと救急車で運ばれてくる数が多いというような言い方をされていましたが、当時の共立湊病院の体制で十分救急体制はとれていましてというようなご返事をいただいたことを思い出しました。

そういう中では、現段階ではSMAも常勤医師が2名になっているわけですから、これは2名届けてあります。昨日の段階では、朝、県のほうに届けたんですが、曾田局長からは、まだ名前もわかっていない、内容もわかっていないという中で県はまだ1名という判断で対応しているというような言い方をされていましたが、現実には、昨日の朝の段階で常勤医は2名です。これはもう県のほうにお届けしてございます。

という中で、常勤医が2名、県の医師派遣が3名、ですから常勤医はこれで5名、それから非常勤の先生方が4名、それから、救急体制については常勤5名、それから4名の非常勤も救急体制に当たれるローリングの仕方です。こういう届け出が県のほうに出ていますので、私が昨日、ほかにもこういう医者少ない公立病院で県のほうから医師派遣をしているんじゃないかという質問に対しては、曾田局長から佐久間病院の例が出されました。

公立の佐久間病院も実際には常勤医が2人しかいないんです。それに県の医師が3名派遣されています。それで私も今朝ちょっと調べてみたんですが、非常勤の先生は1名ぐらいしかいない。そうすると、今の共立でやろうという病院よりもはるかに少ない医者の確保の中で、県から3名の先生が派遣されている中で二次救急が告示病院としてされているわけです。

ただ、そのときには曾田局長のほうから、救急車の数が違うよという言い方をされました。そうであっても、やはり我々は今の段階で、4月1日から受けていただいているSMAさんにしっかり救急体制をとっていただくと同時に、今日の夜の首長会議の中でのSMAさんのお話を聞きながら、県のほうにまたお願いをしていきたいというふうに考えているのが現状であります。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 市長の思いは聞きましたけれども、県の当局者、曾田局長の見解は全

く違う見解でありますね。救急医療ができないという判断をされていると。それは、県の研修するための資格を持っている3人のお医者さんをそういうところに派遣できかねると、そういう環境に共立湊病院の態勢があると、こういうことを言われているわけです。

今日の伊豆新聞の共立湊病院の運営体制の報道を見ましても、県は告示病院……

〔発言する者あり〕

1番（沢登英信君） 失礼しました、静岡新聞ですね。

県は、共立湊病院をこの救急医療の告示病院として告示ができない、こういう判断をしているということが記されているわけです。全く市長の見解とは違う見解を、許可権を持つ県が指摘しているわけです。にもかかわらず、これでできるんだ、こういう主張を下田市長としてされているということになれば、まさに共立湊病院はなくなってしまう、あったとしても診療所になってしまう、こういうことになりかねないと思うわけです。

それで、2月28日に、この新聞報道によりますと県は3月4日までに、かつて常勤医が6人確保できたという報告を受けているけれども、実態は1人しか確保できていないじゃないか、杉原院長しか確保できていないと。これはどういうわけだ、何で6人が7人になったんだ、ここを明確に説明してほしいと。しかも、申請書には、医師が確保されたという申請が名前入りで出されたと。これは十分できると判断したけれども、実態は、これは2月28日ですから、その段階になりましたら、JMAの医師は1人しか確保されていない、SMAと言ったらよろしいんでしょうか、こういう指摘を県はしているわけです。これでどうして救急が市長はできるというぐあいに考えるんですか。

したがって、保健所長も曾田局長も、救急はこの賀茂地区で4月1日になると2病院しかない、こう判断をされているんだろうと思うわけです。何でこんな大きな食い違いが市長は出てくるとお考えになるのか、再度質問をしたいと思います。

それから、今日、杉原院長と首長さん方がお話しになるということですので、ぜひとも、常勤医の確保がどうなっているのかはつきりさせていただきたいと思うわけです。

6人確保したあるいは13人確保したと言いながらその実態は1人しか確保していないというようなことは見過ごされていいようなことではないと思うわけです。何度も管理者であります南伊豆町の鈴木町長さんはそのことを杉原さんに念押ししたけれども、こういうことを言われていたと思うんですが、実態は少しも医師の確保が進んでいないということだろうと思います。

それから、その中で県が28日、その後の3月10日ですか、病院組合に対して文書をもって

指摘されていると思います。その中で、4月1日からの常勤医師の確保の可否について明確に回答することというのがあるわけですので、現時点で市長は何名と確保できたと認識をしているのか再度お尋ねしたい。

救急を行う診療科、当番の回数、医師以外の人的体制の具体的な内容を示せと県は言っているわけですがけれども、そういう内容を示し得ているのかどうなのか。3点目としまして、救急医療を行うために外科医、整形外科医、麻酔医、内科医の確保が必要と考えるが、これらの診療科の医師の確保の見込みを明確に回答せよと県は指摘しているわけですね。

それから、そういう意味では、3月7日付の報告では、夜間及び休日の待機・拘束について現時点では予定していないという回答であったが、実質的に拘束及び緊急対応が迫られることが予想される。通年で拘束はないということではいかと。これは、具体的に言えば、夜間の救急体制はとれないと、とらないということを行っているんじゃないですか。昼間の外来のときだけ救急は受けますよと、しかし、夜間の救急は受けられませんという体制だということを行っているんじゃないですか。24時間365日の救急体制ができないということをお県自身が具体的に指摘していると思うんですが、どういうわけで24時間365日の救急ができるかと市長は主張されるのか、再度明らかにしていただきたいと思います。

それから、8点目としまして、当直時の支援担当として名前が挙がっている西川医師、加藤医師については、下田及び河津の開業医であり、湊病院まで車で30分から60分の距離にある。当直時の緊急事態に対処できる距離ではないため、その場合は救急搬送を支援担当医師である両医師の診療所で受けてもらうことになるがいかと。それができない場合は、あらかじめ両医師のどちらかに湊病院に待機してもらうようになるけれども、いかと。共立病院で治療してそこに入院するというのではないと、診療所に行きなさいと、こんな救急の体制と言えないような状態になるということをお県は想定しているんじゃないでしょうか。これらの点について再度どのようにお考えなのかお尋ねしたい。

それから、何よりもこのような緊急の事態をどう広報するのか。この間違った情報を市の回覧で正々堂々と回しているわけです。お医者さんも確保されていないのに、確保されると。この責任をどうとるのか、どうこれを訂正するのかということをお議員が出すチラシ等々で賄いますというような、そういうものではないと思うわけです。回覧で市がこれを回しているんですから、ちゃんと訂正記事や、大変な事態になっているということをお市民に明らかにし、どう解決していったらいいかを問うべきではないかと思うわけです。

今日の理事長とのお話で一定の方向が私は出てくるだろうと思うわけです。これは、24年

5月の新病院の開設そのものにかかわってくると思います。なぜなら、社会医療法人として実績を積むんだということを言っているわけですから、今年度の4月からお医者さんが集められないというこの現実、1年後の24年5月になっても状況は変わらないと、こう見なければならぬ。なぜなら、JMAからそういう場合にはお医者さんを連れてきますよということを行っているんですから、現時点で連れてこられないお医者さんを1年後にどうして連れてこられるのか。JMAがSMAのバックアップをすと言っているが、実態はバックアップをする能力がないと判断せざるを得ないと思うわけです。

そうなりますと、今建設工事を始めているこの新病院の建設も思いとどまって、まずきちりした指定管理者を、幾ら建物をつくってもそれを運営してくれるお医者さんやスタッフ、看護師さんがいなくては病院にならないわけですから、工事をストップして多分のお金を使わないようにして、お医者さんをきちり確保し、共立湊病院が154床で運営できるようにすることがまず必要だと思うわけです。そのことなしにほかの仕事を進めるということは、破綻の上にさらに破綻を重ねるという結果が目の前にぶら下がっていると、こう見なければならぬと思うわけですが、この点をどのように理解しているのかご答弁をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 救急医療ができないんじゃないかということなんですが、いわゆる救急医療というのは一次もありますし、二次もあります。ですから、救急の告示病院として県のほうに、昨日のお話の中では、二次救急の病院としての機能がないんじゃないかというような向こうの局長さんのお話だったと思います。でも、先ほど言ったように、救急というのは一次から二次、三次までですね。三次はできない。二次も今心配されている。だけど、一次は問題なくこれだけの医師がいればできるわけでありまして。

ですから、県の判断がどういうふうになるかわかりません。今日のお話の中で、SMAの理事長さんからしっかりと医師の確保のお話を聞いて、その内容で我々首長が、この4月からの二次救急もこれで確保できるように告示病院として指定をしていただきたいという判断でみんなが合意できれば、これはまた新たに県のほうにお願いに行くしかありません。

でも、今、議員がおっしゃったように、県はもう出す気はないんじゃないかというような形であれば、それはもう最終的に県の判断になるわけですから。ただ、我々は、これはどうだ、あれはどうだじゃなくて、やっぱりこの地域の二次救急に問題がないような結果を求めて前へ進んでいるわけでありまして、今、議員がおっしゃるように、もう来年からは病院

ができないんじゃないかという、そういう不安を与えるようなことをこの地域はやっているから、こんなに問題がどんどん大きくなってしまいます。逆に、せっかく約束して来てくれる病院の先生も、要らなくなっちゃうんですよ。

〔「おかしい」「それができなくなったら」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） いいですよ、これは私が答弁を求められたから言っているだけであって、議員さんの受け取り方がいろいろあったってそれは構わないじゃないですか。でも、私らはそういうふうに聞いている部分もありますので今言っているだけであって、議会ではうそはつかないように、私は、しっかり答弁をさせていただいているつもりです。ですから、自分の感情も出しますし自分の思いも出しますし、それが100%正しくないという判断はそれぞれの方が判断をするんでしょうから。ただ、市長の思いといえば私が考えていることを言うだけであって。

この公立病院というのは、やっぱり賀茂郡の中核病院としてしっかり根づいて、診療科目が増えて、将来は夢としている産婦人科もできるような病院にしようというのが我々の思いなんです。それはまさに皆さんも同じだと思います。ただ、それを県がこう言っているからもう共立はあきらめろだとか、二次救急はできないからほかにやってくれるところにかえるだとか、こういう暴論になったらこの地域の医療は前に進まないですよ。

だから、最終的に県の医師が派遣できないという中で、これは、二次救急の中に県の医師が、例えば常勤医が2名しかいない中で、県の派遣医師が例えば当番医だとかそういう中でこき使われてはたまらないという部分もあると思います。当然、県の派遣医師だって、自分はこの病院に行きたくないという思いがあれば、県だって強制的にはできない。いろいろなものをクリアして、派遣医師をされているんだと思います。

しかしながら、例えば3月の二次救急の当番医、これは今の協会がやっている共立湊病院にしても西伊豆病院にしても、今、共立でも月の10日間ぐらいは県の派遣医師が当番医でやっていますね。だから、そういうような形の中では、いろいろな現状ではそれぞれの病院の仕組みの中で行われているんですよ。

ただ、今回はもうはなから医者が足りないから、県の医師はこの状況で二次救急をやるんだったら派遣はしないというのが今の県の考え方ですから、県がどういうふうに判断するかというのは、我々がお願いでいく中で県の結果が出てしまったら、これはしょうがないじゃないですか。じゃ、どこで二次救急ができるようになるか。外科の先生が5月なり6月に来たときに、じゃ県が、二次救急がこれだったら何とかなるからやってくださいよというこ

とで病院指定をしてくれるのか、これは何ともわかりません。

だから、今日、SMAの先生に聞いて、どういう計画になっているのか、こういうことを我々6人の首長が判断して、やはり4月から二次救急の指定病院にしてほしいと思えば、再度6人がSMAの理事長さんと一緒に県へ行ってお願いをすとか、いろいろな行動計画がこれから出てくるというふうに考えています。

ですから、私自身はとにかく、この病院が何とか4月から、やってくれない病院にかわってやってくれる病院が見つかってやってくれるわけですから、この病院をある程度充実しながら、新病院がオープンになるまで医師の確保をしっかりとやっていくと。

JMAさんが医師を連れてくるよと言ったのは、最終的に新病院のオープンのときにはこういう診療科目でオープンしたいという思い、それから、医師もこのくらいでやりたいという中には1年半ぐらいの準備期間があるんですよ。ですから、その中でJMAさんに今いる医師で準備をさせてこちらに連れてくるということはできるんですが、たった4カ月とか5カ月しかない中で、今、常勤でいる先生をどんどん異動させるほど医師の確保というのは甘くないですよ。その結果が今回の中であらわれているということは、これはもう理解をしてやらなければならないということだというふうに、私は考えているところでございます。

〔「もう一点、すみません、答弁漏れがありました」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 県の問い合わせの西川医師、加藤医師というのは、当直時の当番医ということで県に届け出がしてある中で、実際に河津から来るのでは時間がかかるんじゃないかとか、下田から行くには時間がかかるんじゃないかということに対しては、先般、組合側からこれじゃだめだということでお答えしてあるのは、救急当番日において担当になっている今言った河津、下田の先生については、支援担当医師は院内待機制ということですよ。

ですから、院内に待機してもらおうような順番をとると、そういう報告書が再度提出されたというふうに組合のほうから聞いております。

議長（増田 清君） 1番。3回目です。

1番（沢登英信君） 市長、JMAの論理が次々と崩れてきていると、こういうぐあいには思わないんでしょうか。JMAは指定管理にできると、ところが法的にできないんだと、社会医療法人名を放棄しなければならない、それならSMAだと。ここでまずある。

昨年12月には、13名の医師を確保したと、文書をもって市民に明らかにしたと。ところが、すぐさま、13名ではなくて6人を確保したと。そしてこの2月段階になると、6人の医師も、

実態はJMAの杉原弘晃院長1人しか確保していないと。何でこんなことが起きるんでしょうか。確保したというものが開設間近になって1人しか確保されていない。

市長は、当番医もそれぞれ6人ですか、あるいは4人の非常勤医師も確保したんだと言っていますけれども、状況は、そのことが信用できないようなことが次々と起こっているんじゃないですかJMAとの、組合との関係で。そういうことを県も指摘して、これでは病院の体をなしませんよと、こういう指摘をしているんだと思うんです。それについてどのように理事長から市長としてお聞きになっているのか。医師さえも確保できないような事態をどう認識されているのか。全く問題がないような市長の発言というのは、多くの議員も市民も理解に苦しむわけです。病院がなくなろうとしているのに、そこにお医者さんがいないという実態が明らかになっているのに、そんなことはないよと、4月1日になれば確保できるんですよと。こんなことがどうして信じられますか。

市長は、何を根拠にしてこの共立湊病院が運営できると考えるのか再度お尋ねしたいと思いますし、このことは、不安を与えるどころか、24年5月に新築されるであろう建物はできても病院として運営されないという、こういう危機が目の前に出ているわけですから、普通の常識からいったら建設をストップして、きっちり医師が確保できるかどうかをまず吟味すると、こういうことが必要であろうと思うわけです。

そして、地域医療振興協会が受けてくれないからこのような事態になったかのような言い方をされていますけれども、事実は違うと思うわけです。協会に申し入れておきながら、8月25日には自ら断って、SMAに医療空白ができないようお願いをするという、方針の変更をされたでしょう。その責任の多くを市長は副管理者として担っていると思うわけです。

12年間やってきてくれた15人のお医者さんをお断りして新しいお医者さんに来てもらおうとしたら、1人しか迎え入れられなかったと、こういうことになっているわけでしょう。そういうような方向を出した組合管理者、組合議会の責任を明らかにしないまま病院ができるんだと、この主張を繰り返していましたら、もう病院そのものがなくなるしかない、4月1日には病院ではなくて診療所になってしまう。こういう事態を目の当たりにしているにもかかわらず、まだその危機感を市長はお持ちになっていないんでしょうか。最後に再度お尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 4月1日オープン時にはとりあえず40床確保ということで、診療所ではありません。ちゃんとした病院で、そういう指定管理者に対して、診療所なんてそういう

失礼な言い方はしないでくださいよ。

医者だって、先ほど言ったように、救急の関係だけで県の医師が、例えば二次救急だったら、県は今派遣するのは厳しいと。でも、二次救急を県が許可しない段階でしたら、県は3名の派遣に対してはそんなに障害がないという言い方をされているわけじゃないですか。だから、我々は、とにかく少しでも医師の確保ということについてはSMAさんに努力をしてもらうということですから。

とにかく、4月1日からはちゃんとできますし、今日のSMAの理事長さんの考え方、それから二次救急に対する考え方、これは、現場サイドの考え方は僕らもよくわかりません。どういう体制でやっているのか。ですから、今の医師の中で3病院が輪番制でやることによってこの地域の二次救急が守れるということで、その根拠がしっかりできれば、我々は県のほうに、共立湊病院にも二次救急の告示をしていただいて、やらせていただくと。

今現在、下田市の中に一次病院の告示をされている病院がありますよね。それと同じですよ。そういう形で救急車が行ったときにはやっていただくような病院。ですから、今言った1,500件というのは、今まで例えば共立で受けていたら、この辺では下田病院の二次救急と共立の二次救急でどういうすみ分けをしながら救急車が対応してくれるかというようなやり方を考える。これが我々、一次、二次の責任を持っている地域の首長の考え方でありまして、担当者の考え方だと思えます。

こういうことをしっかりまとめて、再度、今日の話聞きながら県のほうにお願いしていきたいと思っています。

議長（増田 清君） これをもって、1番、沢登英信君の緊急質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 59分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

平成23年3月17日。

下田市議会議長、増田 清様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋誠司。

議第14号 平成23年度下田市一般会計予算に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続いて、下総庶第32号。平成23年3月17日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成23年3月、下田市議会定例会議案の追加申し出について。

このことについて、平成23年3月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので、申し入れます。

記。

第24号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

続きまして、発議第2号 核廃絶日本宣言を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成23年3月17日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信、賛成者、下田市議会議員、土屋誠司。

続きまして、発議第3号 共立病院の救急医療等の確保を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成23年3月17日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信、賛成者、下田市議会議員、土屋誠司。

以上でございます。

議長（増田 清君） 報告を終わります。

ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時 2分休憩

午後 1時59分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、30分間休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時30分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

議長（増田 清君） 先ほど市長から提出されました議第24号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてをこの際日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

議第24号を日程第1の次に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） よって、議第24号は日程第1の次に追加することに決定いたしました。

次に、発議第2号 核廃絶日本宣言を求める決議についてをこの際日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

発議第2号を日程に追加し議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、発議第2号を議題とすることは否決されました。

次に、発議第3号 共立病院の救急医療等の確保を求める決議についてをこの際日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

発議第3号を日程に追加し議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、発議第3号を議題とすることは否決されました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） それでは、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第14号 平成23年度下田市一般会計予算、議第15号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第16号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第17号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算、議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第21号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算、議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第14号 平成23年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 2) 議第16号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 3) 議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 4) 議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 5) 議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 6) 議第21号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 7) 議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 8) 議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算（本委員会付託事項）。

2．審査の経過。

3月9日、10日、11日、14日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、河井税務課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を

聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第14号 平成23年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、修正可決。

理由、議案の一部に妥当性を認められなかった。

２）議第16号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

４）議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

５）議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

６）議第21号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

７）議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

８）議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 本会議で私のほうが質問をしなかったという点でまことに申しわけなかったんですが、一般会計のほうでプレミアムつき商品券についてなんですが、少しでも市内の経済の状況をよくしようということで取り組んだと思うんですが、大手と地元商店とどのような割合で使われてきたのか。聞くところによると、大手のところに行っているのが大変多いのではないかとということでございますので、そのあたりの対策があったのかどうかということを知りたいというふうに思っていたんですが、自分が聞き忘れてしまったもので、委員会の中でそういうことについてご審査があったかどうかということを知りたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） プレミアム商品券については委員会の中でも質疑がありました。委員のほうからは、実際に効果があるのかどうなのか、大多数が大手のほうに、大きなショッピングセンター等々にとられてしまっているのではないかと。また、商店会のほうは、積極的にこの事業に取り組む姿勢があるのかどうなのかというふうな質疑がありました。当局からの説明によりますと、プレミアム商品券は、前回の実績を見ますと3対7、大手が7、一般の市内の事業所が3の割合で実際にさばかれているような、売り上げもそのような割合であったというふうに聞いております。

それで、プレミアム商品券は、もともと2年前ですか、ちょうど政府のそのときの定額給付金等々の中から各市町がプレミアム商品券を発行しているので下田市もやってほしいというふうな要望を、この産業厚生委員会を中心にして市内の業者、いろいろな人からの意見を聞いて、それを市長のほうに要望書として出しました。その経過の中で、市長のほうから、やる以上は効果的な、市内に本当にお金が行くような方法でやってほしいと、それがなければ市民の税金を使うわけにはいかないというふうなこともありまして、最初のプレミアム商品券のときには、商店街のほうもキャッシュバックセール等々と一緒にやる形でプレミアム商品券をやりました。相乗効果があったのか、定額給付金ということもあったのか、そのときには大分はけましたし、経済効果はあったと思います。

2回目の去年のプレミアム商品券に関しましては、商店のほうとの関連性がちょっと薄れたような気がします。商工会議所が中心になって取りまとめるような事業でありまして、商工会議所と各商店との連携が若干薄れたのかなというふうに思います。

今年に関しましても、どのような取り組みでやるのか、ちょっと私のほうも直接的に商店

会のほうの情報がなくなってきましたので、そこら辺のところについては、当局のほうにも聞きました。当局のほうは、これまでどおり商工会議所を中心にして一生懸命にやるというふうなお答えをいただきました。

以上のようなことです。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 議第18号の下田市の国民健康保険事業特別会計についてお尋ねをしたいと思います。

国保は、このところの決算を見ますと2割近くが滞納になっていまして、8割の方々がこの会計を支えていると、こういう状態になっていようかと思うわけです。大変高い国保料と、こういう印象が市民の中にも行き渡っているのではないかと思うわけです。これは、所得があるうとなかろうと均等割あるいは世帯割というようなものがかかってくるというところに大きな原因があるかと思うわけです。

そうしますと、この2割の滞納分をどう整理するかというようなことともに、やはり課税そのものに矛盾があるのではないか。払えない人に課税をしているというような実態があるとなれば、当然、減免の制度をきっちり整備していくという方向が求められてくると思うわけでありまして。新年度の会計について、その点をどう審議されたのかお尋ねしたいと思います。

次に、介護保険でございますが、これも、保険あって介護サービスなしと、こう言ってもいいような使われ方をしているのではないかと思うわけです。介護の申請をされているにもかかわらず実際のサービスを受けられないという人たちが多くいようかと思ひますし、特養につきましても、市内145名の方が入りたいと言いながら入れない状態にあるということが決算でも明らかになったかと思うわけでありまして、このようなサービスの不十分さを新年度は改善していこうとされる方向が出されているのか出されていないのか、ここら辺の議論をどのようにされたのかお尋ねしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 国民健康保険についてですが、確かに滞納が約4億7,000万円ぐらいあるというふうなことは聞いております。それで、下田市の国保の保険料率が高いのかどうなのかということですが、去年、軽減税率を6・4から7・5・2割にし

まして、それによって、全世帯の46%が今その軽減税率の対象となっているというふうな事情もありまして、決して下田市の保険税率が高いというふうなことではないという説明もありましたし、我々もそのように了承しました。

介護保険についてですが、介護保険についてはこの議会で補正のときにも全く同じ質問が出ましたので、そのときにも答えたと思いますが、実際に介護サービスの提供が不十分であるというふうな報告が当局のほうには来ていないと、求められるサービスはそれなりに提供しておりますというふうな説明を聞いております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 国保のほうに軽減税率が開始されてそういう状態がないんだということであれば、どういうわけで5億近くもの滞納金がどんどん累積していくのか。その原因について委員会室でどういう審議をされたんでしょうか。払えないから滞納が増えていくのではないか。そうなれば、きっちりした払えるような課税になっているのかというところを疑わざるを得ないと思うわけですが、たしか委員長は7,000万とかと言いましたけれども、7,000万どころではないはずだと……

議長（増田 清君） 4億7,000万円と。

1番（沢登英信君） 4億と言われたの。聞き違えてごめんなさい。

4億を超える滞納金額があるわけですから、これを解消しようとしていく手だてをどうとろうとしているのか、どういう審議をされたのすか再度お尋ねしたいと思います。

それから、前回も、145人の特養者の待機がいるにもかかわらず対応ができないという返答を聞いていると思うわけですが、それで、実際に不十分であるというふうな意見がないなんていうような理解というのはどこから出てくるのか。全く委員会として実態を把握していないというぐあいに言えるんじゃないかと思えますけれども、その点をどのようにお考えになっているのか。特養一つ取り上げてみてもそういう状態になっているんじゃないでしょうか。そして、会計は予定よりもお金が余っていると、こういう実態になっているんじゃないでしょうか。違いますか。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 介護のほうからまずお答えしますと、147名の待機者がいて、うち27名は必要度が高いというふうな説明は前回の補正のときにも聞いております。では施設をすぐにつくればいいのかどうかということに関しては、委員会のほうでも、それ

に対する財政的な負担等々のこととかいろいろで、すぐ施設をつくればいいのかということに関してはまだ議論中です。それについての委員会としての結論というのは出ていません。

それと、あと何だったか……

〔「4億の滞納をどう解消するか」と呼ぶ者あり〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 介護保険の基金の状態がありまして、21年に3億5,000万の基金残がありまして、平成22年3月の時点ではそれが2億8,000万円になりまして、平成23年3月にはそれが1億9,000万円になります。24年には約8,594万円ぐらいに基金が減っていくというふうなことを当局のほうからも説明を受けております。基金をそれぞれ取り崩して介護サービスに充てているわけですから、介護の会計が余っているという状況ではありません。そのような説明を受けております。

それと、国保のほうの滞納状況なんですが、これは税務課長の説明も十分お聞きしました。やはり現在の経済状況等々の影響のほうが大きいのかなというふうなことです。税率が高いというよりも、やはり現在の経済状況のほうで滞納に大きな影響を与えているんじゃないかというふうなことでありまして、税務課長のほうから、もっと不納欠損をしたほうがいいのかどうなのかというふうな、これも税務課のほうで検討中だというふうな話も聞いております。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第14号 平成23年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。
- 2) 議第15号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計予算。
- 3) 議第17号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計予算。
- 4) 議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。
- 5) 議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。
- 6) 議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。
- 7) 議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。
- 8) 議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

2. 審査の経過。

3月9日、10日、11日、14日、16日の5日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、山崎会計管理者兼出納室長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、河井税務課長、原市民課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、内田監査委員事務局長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第14号 平成23年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、修正可決。

理由、議案の一部に調整する事項が生じたため。

- 2) 議第15号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第17号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、ここで、議第14号 下田市一般会計予算について附帯意見を述べさせていただきます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災状況にかんがみ、今後予定されている新庁舎等建設推進事業、認定こども園建設事業及び給食センター建設事業においては、より安全な対策等あらゆる方向から講ずるよう、当局に対し強く求めるものである。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算に対し、沢登英信君外1名よりお手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

暫時休憩します。

午後 2時59分休憩

午後 3時 0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 大変失礼しました。

平成23年3月17日。

下田市議会議長、増田 清様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信、発議者、下田市議会議員 土屋誠司。

議第14号 平成23年度下田市一般会計予算に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

内容は、はぐっていただきまして、議第14号 平成23年度下田市一般会計補正予算に対する修正案でございます。

議第14号 平成23年度下田市一般会計補正予算の一部を次のとおり修正する。

議長（増田 清君） 補正ではございません。当初予算です。

1 番（沢登英信君） 失礼しました。ごめんなさい。

議第14号 平成23年度下田市一般会計予算に対する修正案でございます。

議第14号 平成23年度下田市一般会計予算の一部を次のとおり修正する。

第1条第2項中「第1表 歳入歳出予算」の一部を次のように改めるものであります。

2款総務費の1項総務管理費、3款民生費の3児童福祉費、6款商工費の2項観光費、9款教育費の7項学校給食費、これらを12款予備費の1項予備費に組み替える内容でございます。

内容は説明資料のほうでご説明したいと思っておりますので、説明資料のほうをおめくりいただきたいと思っております。ページ数の68から69というところをお開きいただきたいと思っております。

款2 総務費、項1 総務管理費の15目の新庁舎等建設対策費でございますが、当初予算は「2,952万8,000円」、これを「2,232万8,000円」に修正するものでございます。

内容は、説明欄をご覧になっていただきたいと思っておりますが、13節の委託料の新庁舎建設基本構想及び基本計画策定業務委託（新規）の720万円を削除をして、予備費に振り向けたいという内容でございます。

この予算につきましては、新庁舎は、この地震災害を前にして大変早急に建てなければ、27年度までに建設しなければならないという条件はあるものの、場所さえもきっちり決まっていないと。しかも、新庁舎と図書館とを併設する方向で庁内では検討されていると、こう

いう内容であります。しかも、この工事につきましてもプロポーザルでやるようなことを検討していると、こういう状態でございますので、場所もきっちり決まっていな、そういうことからいってプロポーザルでやるかどうかも決まっていな。もしプロポーザルでやるとすれば、この基本計画の策定業務委託等は必要がないということになってこようかと思いますし、十分に検討されて予算化されたものではないと、こういう判断をせざるを得ないと思いうわけであります。

新たな施設整備室でしたか、の検討のもとに、市民のアンケート等をとって、市民の意見を聞いて場所や方向づけをしていくという段階において、委託業務を新規にやらなければならないというような事情にはあり得ないと思いますので、これは削除すべきであると判断するものであります。

次に、はぐっていただきまして110ページから111ページでございますが、款3 民生費、項3 児童福祉費、9 目の認定こども園建設費でございます。これも全額704万3,000円を削除しゼロとするものでございます。

説明欄をご覧のように、認定こども園建設事業でございますが、この大きな予算は、地質調査業務委託と基本計画策定業務委託がこの事業の主なる予算項目であろうかと思いますが、認定こども園は、認定こども園だけにとどまらず幼稚園3園、保育園5園をどうしていくのかということと一体となっているものであります。そして、これらは審議委員会でも6項目の指摘がありまして、十分住民の意見を聞いて方向づけをなさいと、こういう審議会の条件づけがされている事業であると思いうわけであります。

したがいまして、この災害の中で、第3 保育所の跡が本当に子供たちの命を守る認定こども園としてふさわしいのかと、大きな疑問が出されているところであります。場所の選定から、これもプロポーザルでやるのかやらないのか、これらを含めて、今時点で地質調査をしなければならな、基本計画をしなければならなというような確定のな事業をあえて新年度予算で組んで進めていくということについては、大きな疑問を持たざるを得ない。これも必要な事業であるとは思いますが、果たしてこの場所でいいのかというような判断がまだつかないままに、一方的に当局の判断でここの地質調査と基本計画を策定するということは、思いとどまっていたら必要があると思えるものであります。

次に、150ページから151、154ページをお開きをいただきたいと思います。

款6 商工費、項2 観光費、3 目の観光施設管理費「2,063万円」を、これも60万円を削除いたしまして「2,003万円」と訂正をさせていただくものであります。

説明欄をご覧いただきたいと思いますが、観光施設整備費でロシア友好都市記念碑を60万円建設するんだということでございますが、クロンシュタット市の市長さんが下田にお越しいただくということは大変歓迎すべきことであろうかと思いますが、果たして碑を建てるというようなことがふさわしいかどうか。ロシアとの友好を進めていくことに反対するものではございませんが、このような形で記念碑をつられるということには、やはり大きな疑問を持たざるを得ない。記念碑をつくる前に、真の意味での友好をより一層深めていくといういろいろな取り組みが先にあってしかるべきであろうと思うわけでありませう。

このような観点から、この60万円も削除をさせていただいて予備費のほうに振り向けていただくと、計画を十分見直していただくと、こういうことが必要であると考えられます。

次の196ページから197ページをお開きいただきたいと思ひます。款9教育費、項7学校給食費、2目の給食センター建設費でございます。これも822万5,000円を全額削除し予備費に振り向けるという内容の修正でございます。

給食センターの建設事業費822万5,000円につきましては、ご案内のように、柿崎の淡交荘跡とに当局は予定されて、地質調査と基本計画策定の業務委託を中心業務として作業を進めたい、こういう予算の内容でございますが、この点につきましても、給食センター単独、学校給食をすべて廃止してしまつてここへ集中することがどうなのかと、多くの疑問も出されております。

さらに、確かに柿崎の渋滞が考えられる地区でいいのかと、1カ所に集中してしまうことが果たして妥当なのかと、こういう疑問に十分答えられていない、検討すべきことが多々あるということから、同様に、削除して予備費に振り向けるべきであると考えられます。

最後の200ページ、201ページをお開きいただきたいと思ひます。これら2款、3款、6款、9款の修正の金額は、すべて一般財源を使って実施するという計画になっておりますので、一般財源をそのような使い方をするのであればとりあえず予備費に振り向けていただきたいと、こう考えるものであります。「3,000万円」を「5,306万8,000円」と予備費を改めるといふ内容の修正提案でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、委員会修正案に対する賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） それでは、当委員会の修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

これは、ロシア友好都市記念碑設置工事60万円を予備費のほうに回すという修正案でございます。

日本とロシアの友好というのは、何年か前に大々的に下田市で実施され、また、そのときにすばらしい記念碑も設置をされたのは、皆さん記憶に新しいところだと思います。

このロシア友好都市の記念碑ということにつきましては、やはり私は、日本とロシアの友好というのは、記念碑を建てればよいということではなくして、文化とか教育とかそういう面で人と人の友好が一番大事であろうというふうに思っております。また、この事業につきましては、例えば、市民の発議でこういう記念碑を建てたいので市も何とかその補助をとというような、そういう形でいくのであれば反対するものではありませんが、市が単独でこれを建てるということについてはいかななものかという意見でございまして、修正案には賛成をいたします。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、議員提出修正案に対する賛成意見の発言を許します。

11番。

〔 11番 土屋誠司君 登壇 〕

11番（土屋誠司君） 賛成意見を述べます。

1747番事業の認定こども園建設事業と、6801番給食センター建設事業、225番の新庁舎建設推進事業においては、これは予算の立て方がそもそもプロポーザルを想定したものであり、プロポーザルというのは、発注者は事前に建築物の場所、目的、期間を明示してから、複数の業者から企画提案や実施提案をさせてから提案内容を審査し、企画内容や業務、遂行能力が最も優れた者と契約する方式で、これは会計法上の随意契約の中の特命契約の一つであります。

そういうことから、この3つの事業はプロポーザル方式で立てた予算でありますので、これは削除するべきと思います。

さらに、認定こども園においては、当局の予定地は津波想定地域であり、そこは1メートルの水没地域であります。また、このたびの想定外の地震等もあります。そういうことから、この場所に、1カ所に幼児を集めるのは非常に危険でありますので、ここは考え直す必要があるということです。

さらに、この土地は借地料が340万円もあります。財政的にも疑問があるためであります。

それと、新庁舎の建設推進事業においては、将来人口の想定はなしで、現状の2万5,000人の必要面積での計画ということがわかりました。またさらに、現在地は3,000平米で用地が狭く用地の取得が必要であり、仮庁舎の必要等々があり、これらのことから財政的にも大変であるということから、これは削除すべきと思います。もう一回考え直していただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔 発言する者なし 〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

これより議第14号 平成23年度下田市一般会計予算を採決いたします。

採決の順序についてあらかじめ申し上げます。

本案については、沢登英信君外1名から提出された修正案中、商工費及び予備費の点は委員会の修正案と共通でありますので、初めに、沢登英信君外1名から提出の修正案のうち、委員会修正案と共通する部分を除く部分につき採決し、次に両修正案の共通部分について採決し、最後に修正部分を除く原案を採決いたします。わかりましたか。

まず、本案に対する沢登英信君外 1 名から提出された修正案について、委員会修正案と共通する部分を除く部分について起立により採決いたします。

沢登英信君外 1 名から提出された修正案について、委員会修正案と共通する部分を除く部分に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算のうち、沢登英信君外 1 名から提出された修正案のうち委員会修正案と共通する部分を除く部分は否決されました。

次に、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算のうち、沢登英信君外 1 名から提出された修正案のうち委員会修正案と共通する部分について起立により採決いたします。

共通部分に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算のうち、沢登英信君外 1 名から提出された修正案のうち委員会修正案と共通する部分は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算は、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第15号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数です。

よって、議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

議第24号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第24号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第24号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、追加議案件名簿の1ページ、2ページをお開き願います。

1ページは議案のかがみでございますが、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例を別紙2ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、本郷公園内において市の所有する施設を焼失させてしまいましたことについて、任命権者として、また任命権者を補佐する職にあります副市長として、その管理監督責任を明らかにするためでございます。

提案の内容は、本郷公園内において、市の施設であります木造の倉庫兼作業所、延べ床面積約56平方メートルの施設を全焼させる火災が3月7日午後4時半頃に発生し、地元消防団の第2分団を中心に第1分団及び第5分団の出動により、消防署との連携のとれた懸命な消火活動の結果、午後5時16分に鎮火したものでございます。

火災の原因は、都市公園駅前広場等24カ所の公共施設を維持管理している職員10名のうち、臨時職員2名がストーブをつけ作業をしていた際、床を突然火が走り燃え広がったもので、チェーンソー等の燃料が気化して引火したものと推定されているところでございます。

なお、この火災による建物を除いた損害状況は、発電機やチェーンソー等の備品類15点でございます。

今回の火災事故におきましては、市の施設を焼失させてしまうなど、市民の皆様方を初め

多くの方々に多大なご迷惑をおかけしましたことは、最高責任者である市長としての管理監督が欠けていたものと強く反省し、また、副市長につきましては、市長を補佐する立場をかんがみ、その反省の上に立って市長と同様に給料を減額するものでございます。

それでは、特例条例の内容につきましてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、追加議案件名簿の2ページをお開き願います。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の第1条は、趣旨規定でございます。この条例は、下田市特別職の常勤職員給与支給条例に基づいて支給する給料の額についての特例を定めるものとするというものでございます。

第2条は給料の額の特例でございます。特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、市長及び副市長に支給する平成23年4月の1カ月分の給料について、その額を20分の1減額するというものでございます。

具体的には、下田市特別職の常勤職員給与支給条例第2条第1項におきまして、市長の給料月額67万1,000円、副市長の給料月額59万6,000円と規定しているところでございますが、市長に支給する平成23年4月の給料の額は月額63万7,450円とし、副市長に支給する平成23年4月の給料の額は月額56万6,200円とするというもので、市長は3万3,550円、副市長は2万9,800円の減額となるものでございます。

第3条は適用規定でございます。本市の厳しい財政事情にかんがみ、平成18年3月市議会定例会におきまして市長、副市長、教育長及び職員の給料月額を減額する特例を定めた下田市特別職等の給与の特例に関する条例第2条の規定をさらに適用するという規定でございます。

また、この場合においては、当該特例条例第2条中に「同項」とあるのは、20分の1の減額を規定している今回提案の特例条例第2条と読みかえるものとするというものでございます。

簡単に申し上げますと、今回提案させていただいております特例条例第2条の規定によりまして、市長及び副市長の4月分の給料月額は、本来の額から20分の1減額されて、それぞれ63万7,450円と56万6,200円となるわけでございますが、その上で、下田市特別職等の給与の特例に関する条例第2条の規定を適用して、当額額からさらに10分の1を減額するという内容でございます。4月分の給料月額は3月分と比較すると市長が3万195円、副市長が2万6,820円減額され、結局、市長は57万3,705円、副市長は50万9,580円となるものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を規定しており、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

附則第2項は、この条例は時限を定めた条例でございますので、その有効期限を規定しているものでございまして、この条例は、平成23年4月30日限り、その効力を失うというものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第24号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） この火災は、約2坪の小屋であります。市の公園に市の許可をもって市が建てられたものだと私は推測しておりますが、この失火によって、ここの直接の管理者はだれなのか、まず1点お伺いいたします。

火を使う以上は、過失失火罪にならないのかなのか、それを問われるのではないのかなと思います。この点はいかがかお伺いします。

それから、チェーンソー、発電機が7台だか燃えたというようなことがありましたが、これは実損でどれぐらいの損害であるのか、わかりましたら明確にお願いいたします。

以上です。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、直接の管理者はだれかということでございますけれども、これは市長という、そういうことでよろしいですか。

〔「そうじゃなくて」と呼ぶ者あり〕

総務課長（鈴木貞雄君） 現場の関係の方ということ。建設課関係、建設課の所管になります。

それから、チェーンソー等の15品の損害額というようなことでございますけれども、これは買った時点、今、減価償却をされていますけれども、減価償却をする前の金額は約78万円ということになっております。

それから、失火罪に当たるかというようなことでございますけれども、今回、職員についても、15日に懲罰委員会を開いていただきまして、それぞれ処分を16日付でしたわけでござ

いますけれども、失火罪というかどうかというようなことで、いずれにしてもそういうような形で建物を滅失してしまったということで、懲罰委員会のほう、市長のほうからそれぞれに処分をいただいているというようなことでございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 過失罪に当たると私は解釈しまして、この軽過失罪に当たる要するに罰則者はどなたか明確にできますか。罰則者はだれなのか。

要するに軽過失罪に、今なるって言っていましたよね。これは……

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） ならないの。火事が起こっても軽過失罪にならないの。これは市の実損じゃないの。きつとなるはずだよ。そんなばかな話はないよ。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） この火災については、警察も消防も入った形で検分をやっていますので、今のところそういう形の報告というですか、いずれにしても、現場検証を警察、消防が入った形でやっているということでございます。

〔「消防署からおとがめはないということ」と呼ぶ者あり〕

総務課長（鈴木貞雄君） 今のところ、おとがめというか、そういう形の罰則というか、そういうことではしておりません。

議長（増田 清君） いいですか。

9番。

9番（増田榮策君） 市の管理において建物を建てて許可して火を使う以上は、要するに、消防法では火元責任者というのがわからなければいけないんですよ。我々、例えば民宿であったら、火元責任者というのは必ず指定されますよ。これは失火罪に、もし過失ということでも、私は、重過失とかそういうことを言っているんじゃないんですよ。軽過失罪になりはしないのかなとって心配しているんです。これは必ず消防法があるはずなんですよ。ないということはありませんか。なかったら、別に任命権者が給料を減らすこともないじゃないですか。それこそおかしな話で、私は、別に任命権者の給料を変えることはないと思います。そうじゃないですか。いや、悪かった、悪かったで済むことだったら、任命権者のあれはないと思うんです。過失であるけど、失火ということがあるからこそ、今回ののはその責任の重さでなるということじゃないんですか、道義的には、そこら辺をはっきりしてください。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 3時41分休憩

午後 3時48分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

9番、増田榮策君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） いいですか。

当局の答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 増田議員は了解したそうですが、私にはよく理解できなかったので、そこら辺のところをもう一回わかりやすく説明していただければありがたいんですが。

これは過失があったんですか。あるいは法に問われるような、問われなくても重大な過失というのがあったんですか。単なるちょっとした事故とか、ちょっとした何かでいっちゃったのか、失火の原因についてそこら辺のところはどうなのか。市にそれを問わなければならないような落ち度があったのかどうなのか。

また、こういうふうなことによって公共施設に焼失等々の事故が起きたときには、市長が減俸するという、責任をとるというのは、これは慣例化されていることなんですか。そこら辺のところについて、ちょっとお聞かせください。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 市の施設をこういう形で火災で焼失させたというのは、私は今まで記憶にございません。今回が初めてなのかなというふうには思っております。

それから、過失の関係なんですけれども、私どもとしては、先ほども説明をさせていただきましたけれども、事務室内で事務職員がストーブをつけながら作業をしていたところ、急に床を火が走ったと。だから、本人たちにしてみれば、どういう状況で燃え広がった、火になったというのはわからなかったというふうには考えています。

いずれにしても、ストーブをつけて作業をしていた際に床を突然火が走ったと。本人たちはすぐに消そうと思って、鼻を真っ黒にしながら作業に当たったんですけれども、危ないと

というような状況で、2人とも外に出てきたというような状況です。

関係職員の処分なんですけれども、これまでも、そういう面でいえば問題なくあその場所で臨時職員の皆さんは作業等に当たってきたわけです。今回、このような事故というのは偶発的に発生したのかなというふうには考えておりまして、そういう面でいえば、失火の過失責任といえますか、それは軽微なのかなというような判断をしております。

以上です。

〔「慣例化されているのか」と呼ぶ者あり〕

総務課長（鈴木貞雄君） そういう形で慣例化されているかというようなことでございますけれども、職員の処分委員会の中で、特に市長、副市長については、参考意見として懲罰委員会の意見を聞いた中で減俸させていただいておりますけれども、それはそのときそのときの状況ですよね。火事とか職員のいろいろな事故とか、それによって処分の重さも違ってくるし、例えば減給、減給までというか、市長、副市長については減給しか処分の方法はないわけです。職員については減給だとか停職だとか戒告だとかという処分はありますけれども、市長、副市長については給料の減給、それが慣例化されているかと言われると、その時々状況によって違ってくると思います。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） そうすると、失火当事者は何がしかの処分を受けたんですか。

それとあと、こういうふうなことをすると、これまで慣例ではなくても今後慣例化していく可能性はありますよね。何かあったら市長は必ず減俸で責任をとると、そういうふうなことになりかねないということなんです。その辺のところの基準というのは、ある程度ちゃんとつくっておく必要もあるんじゃないですか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 当事者の処分ということですが、私も訓告、それから業務員が文書による厳重注意、そこに実際にいた臨時職員2名につきましても、口頭による厳重注意というような形で処分をさせていただいた。

先ほども言いましたように、給料の減額については、今回は火事でしたけれども、前回は職員が懲戒免職になったりとかいろいろありましたけれども、ケース・バイ・ケースによって、例えば減額の金額だとか減額期間だとかというのはそれによって変わってくると。ケース・バイ・ケースというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） まず、先ほど増田榮策議員も少し言っていたんですけども、火元責任者が決まっていたのかどうかということですね、それが一つ。

それと、減給処分というのは、一般的には処分でもかなり重い処分であります。重い処分を下す以上、その罪は重くなければいけない。軽い罪で重い罰則を与える必要はない。偶発的な事故で、訓告なんかで済ませておいて、なぜトップだけが減給処分をしなければならないのか。自らを戒めるという意味かもしれないけれども、今後、市の職員に不祥事があったときに、この減給処分ということが軽く行われるようなことがあってはいかんと思うんです。やっぱり減給処分というのは大変重い処分である。したがって、僕自身は、減給処分にするほどのことはないんじゃないかと、こういうふうにも考えるんですがね。その辺の見解はいかがか。トップが減給処分をしなければならないほどの過失があったや否や。

それと、実際に実行した、罪を犯した市職員と長との処分はバランスがとれているかどうか、どう考えるのかということですね。

最後に、焼けた小屋の中に職員の私物が入っておったというふうに聞いております。これは、私物を焼いたわけでありますから弁償したほうがいいんじゃないかと思うんです。個人の私物については市のほうで弁償すると、こういうお考えがあるのかないのか。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで、会議時間の延長をします。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時58分休憩

午後 4時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

3番、伊藤英雄君の質疑を続けます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、火元責任者ということでございますけれども、あの施設は火元責任者を置く施設ではないということでございます。

それから、私物の関係でございますけれども、大事な道具等については自分の車に乗せてあったというようなことで、被害は靴だとか作業服、それから足袋だとか私物のチェーンソー等がありましたけれども、自分たちの仲間が火を出したというようなことで、そういう要求は来ていないというのが現実でございます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 総務課長同様、処分を受ける本人が答弁するのまいかがかと思えますけれども、議員が言われるように減俸処分というのは大変重い処分であるということは十分認識しておりますけれども、やはりあの時間帯に職員が出火をさせまして、先ほど來說明しておりますように、施設と機械類等々を消滅させたと、それから消防団にも出動させてしまった。また、近くの方々、民家も連檐しているものですから、大変不安と迷惑をかけたということで、市長、また補佐役の私、自らが減俸の申し出をしたものでございます。

議長（増田 清君） 質疑を終わりますか。

〔「じゃ結構です」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第24号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年3月17日提出。

提出者、下田市議会議員、藤井六一、以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく沢登英信、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じく土屋勝利、同じく森 温繁。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、下田市課設置条例に基づき施設整備室が置かれることになったため、常任委員会の所管事項の一部を改正するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

説明は、別添の下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料により説明させていただきます。

説明資料をお開きください。

改正点は、委員会条例第2条関係の別表を改正するものでございます。

別表は、常任委員会の名称、委員定数及び所管について定められているものでございます。

内容は、別表の総務文教委員会の所管事項の欄中、「市民課」の次に「施設整備室」を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） 大変お疲れさまでございました。

貴重な時間をいただきまして、皆様方に御礼とご報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、最終日に追加議案の審議をお願いするなどお手数をおかいたしましたが、条例改正、新年度予算等について長時間ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

今後とも、適切な予算執行に鋭意努めてまいりたいと考えております。

議員の皆さん方におかれましては、平成19年に当選されまして、4年の歳月が過ぎ去ろうとしております。来月の選挙に再出馬される方々には、心からご健闘をお祈り申し上げたいと思います。また、今回で引退を決意されている方々には、大変長い間ありがとうございました。

皆様方におかれましては、これから大変厳しい時代を乗り切るためにさらなるご提言、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと、この場をおかりいたしまして重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。ぜひとも健康に十分留意されまして、今後ますますご活躍くださいますよう、そしてこの議場で再び会えるように心からご祈念申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

次に、職員の人事異動についてご報告申し上げたいと思います。

まず、異動内示つきましては、連休明けの3月22日火曜日を予定しております。規模的には、課長級12名を含むという大変大規模な異動となります。退職者のほうは、年度途中の退職者を含めまして13名、新規採用職員は11名を予定しております。

続きまして、この3月31日付で退職いたします課長を私のほうからご紹介申し上げます。

清水裕三福祉事務所長、糸賀秀穂企画財政課長、内田裕士監査委員事務局長、河井文博税務課長、山崎智幸出納室長、増田徳二産業振興課長、以上6名の課長退職でございます。

清水福祉事務所長につきましては40年、糸賀企画財政課長につきましては37年、内田監査委員事務局長につきましては40年、河井税務課長につきましては38年、山崎出納室長につきましては42年、増田産業振興課長につきましては34年という長きわたり職員として在職され、その間、議員の皆様方に身に余るご指導とご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

後ほど本人からごあいさつをさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（増田 清君） それでは次に、この3月31日をもって退職されます福祉事務所長清水裕三君、企画財政課長糸賀秀穂君、監査委員事務局長内田裕士君、税務課長河井文博君、出納室長山崎智幸君、産業振興課長増田徳二君より発言を求められておりますので、許可いたします。

福祉事務所長（清水裕三君） こんにちは。

あいさつをしろということで、生年月日順だそうございまして、どういうわけかトップになりましたが、3年前からこの議会に出させていただいております。この3年で間感じたことがあります。自分のコミュニケーションの能力がちょっと落ちているんじゃないかなと思ひまして、一生懸命説明しているつもりでしたけれども、皆さんに本当に理解をしていただけるほど説明が上手だったかどうか、すごく疑問に思っています。ですから、もうやめてまいりますので申し訳ありませんが、もし、伝わっていなかったらごめんなさいということで、よろしくをお願いします。

それで、3年間福祉事務所長をやってきました、感じていることがあります。地域社会、コミュニティーがだめになってきていると。つくづく思います。ですから、昔は地域社会の中で処理できたことが、行政が介さなくては処理ができなくなってきています。そういう面で、私、やめましたら、できたら地元だけでもまとめていきたいなと思っています。幸いなことに、団塊の世代、僕らが子供の頃に上にいた人たちがリタイアして比較的まとまっています。ですから、何とかそこに食い込んで、まず飲み会から始めて、まとめていきたいと思っています。

それでは、長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

企画財政課長（糸賀秀穂君） 貴重なお時間をいただきまして恐縮でございますけれども、退職を前に一言ごあいさつ申し上げます。

私は、昭和49年に奉職いたしまして、37年、非常に長い間勤めさせていただきまして、大過なく過ごさせていただきしましたのも、議会の議員の皆様のご指導、ご鞭撻、それから、市長、副市長を初めといたしまして、よき上司、それから先輩、同僚に恵まれ、温かく支えていただいたたまものと深く感謝申し上げます。

顧みますと、昭和49年5月に伊豆半島沖地震がありました。続く51年7月には豪雨災害、53年1月には伊豆大島近海地震がありまして、当時、災害の対応に追われた日々を思い出します。また、私、下水道課に在籍しておりまして供用開始をさせていただきましたけれども、中でも、終末処理場の事業認可取得のときには毎週のように県庁に出張いたしましたして、事務

手続に追われたことを今でもはっきりと思い出します。平成18年には、伊豆つくし学園の法人化ということで、広域的な取り組みに携わせていただきました。これも、非常に深い思い出となっております。今思えばあっという間の出来事でしたが、感慨深いものがございます。

結びになりますけれども、皆様方のますますのご健勝とご多幸を、それから下田市のさらなる発展を心からご祈念申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつの言葉にかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

監査委員事務局長（内田裕士君） こんにちは。

ちょうど昭和46年4月に奉職しまして、市制1期生という形になります。課長になりましたのは、平成19年から4年間、議員の皆様にもいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。

今までは行政を内側からやってきたんですけれども、これからは外側から見て、もし自分にできるようなことがありましたら、またお手伝いをしていきたいなと思っております。今までどうもありがとうございました。（拍手）

税務課長（河井文博君） 税務課の河井です。

私は、昭和48年、この3月でちょうど38年ということでございます。49年にはこの伊豆半島沖地震という非常に大きな地震がありました。私防災係だったものですから、私が入ってから53年まで毎年、大災害がありました。石原裕次郎じゃないですけども、あらしを呼ぶ男、災害を呼ぶ男じゃないかと自分でも思ったりしました。その頃は、一番記憶にあるのが51年の七夕豪雨といいますが、当時、軍艦が13隻来たのかな、陸の孤島になってしまっていて観光客を運べなくなったということで、大輸送作戦をやったのを今でも覚えています。記憶はすごく近くに思えますけれども、38年というのは結構いろいろあったなというふうに思っているところです。

私、課長になったのが平成17年、市民課が1年で、健康増進課が2年、税務課が3年ということで、ワン・ツー・スリーとこういうふうになっていまして、的確な答弁も余りできなかった、ご迷惑をかけたなというふうに思っています。

定年で退職することになりますけれども、今後ともよろしくお付き合いのほどをお願いいたします。終わります。ありがとうございました。（拍手）

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 出納室長の山崎です。

私は、当時の町役場に昭和44年に奉職してから42年になります。この間いろいろなことが

あったわけなんですけれども、課長になりましてからは6年になります。それで、その間やっぱり一番怖いと感じたのは、今回の津波もそうですけれども、僕は防災監として、やはり大雨とか台風が来るとその都度びびっていました。何事もなくこうやって退職できるのも、よかったなと思います。

それとまた、私、ここのところ10年ぐらい市民課にいたものですから、選挙関係を、過去3回の事務を行っていました。ですから、皆さん方とは選挙を通じてのほうが縁があるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、今回退職するわけなんですけれども、何事もなくよかったなと思います。これも議員の皆様方のおかげでございます。また今後ともよろしく申し上げます。（拍手）
産業振興課長（増田徳二君） 私、昭和52年に建設課へ配属されました。事業課が主で、34年間勤めさせていただきました。産業振興課長になりまして2年10カ月たちます。その間いろいろありました。ただ、皆様の助けをおかりして、今ここであいさつをできるということは大変うれしく思っております。

長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） ただいまのごあいさつ、ありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも、健康には十分留意されましてご活躍くださいますことをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。（拍手）

これをもって平成23年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

なお、東北地方太平洋沖地震の義援金につきましては、各派代表者会議で確認をしたとおり、全国議長会より通知のありました口座に下田市議会として送金することといたしましたので、ご了承ください。

ご苦労さまでした。

午後 4時33分閉会